

令和2年5月28日

保護者の皆様

よつばベビーななせ

緊急事態宣言の解除後の対応について

平素より保育園運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、家庭保育に多くの皆様にご協力をいただいておりますこと改めて感謝申し上げます。

5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、保育所等内での感染リスクを可能な限り抑制するため、大和市としての登園自粛の要請期間が令和2年6月30日（火）まで延長されました。

これまでのような職業要件の設定はありませんが、仕事を休んで家にいることが可能な方やご家族の協力が得られる方、育児休業中の方、求職活動中で在宅にいる方など、自宅で保育が可能な場合は登園を控えていただくとともに、登園される場合においても、お仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早めのお迎えによる利用時間短縮及び登園日数の減少に御協力をお願い致します。

■大和市HPご確認ください

[大和市ホームページ](#) 27日更新

[令和2年6月分の減免申請書](#) ⇒ 提出期限…令和2年7月1日（水）

大和市HP 保育所等の対応



について

できる限り利用日数や利用時間の短縮にご協力をお願い致します